ヤマハVPNクライアントソフトウェア同時接続ライセンス
保守約款

ヤマハ株式会社（以下、乙という）は、ヤマハ保守約款に基づき、保守契約者（以下、甲という）に対し、「ヤマハVPNクライアントソフトウェア同時接続版」保守サービス（以下、本契約という）を提供します。

第1条（対象ソフトウェア）

本契約における保守サービスの対象となるソフトウェア（以下、本ソフトウェアという）は、次のとおりとします。

ヤマハVPNクライアントソフトウェア　YMS-VPN8-CP10/YMS-VPN8-CP20/YMS-VPN8-CP50/YMS-VPN8-CP100

第2条（保守サービス内容）

本契約の申し込みに伴い甲は乙の提供する顧客対応サービスの提供を受けられるものとします。

乙が提供する顧客対応サービスとは、「ヤマハVPNクライアントソフトウェアお客様ご相談センター（同時接続ライセンス専用）」において、甲からの問合せに対して可能な範囲で電話/FAX/メール等で回答することをいいます。ただし、当該サポート対応は、第3条記載のユーザー登録にご登録いただいたルーター管理者ご本人に限らせていただきます。

第3条（保守サービスの申込み方法）

甲は所定の保守サービス申込書を乙に提出することにより、本契約を申し込むものとします。

また、初年度の保守サービス利用の申込みに際しては、ヤマハルーターホームページ（http://jp.yamaha.com/products/network/）より、ユーザー登録をおこなうものとします。

第4条（保守サービス料金）

購入後1年以内の保守料金はライセンス料金に含まれるものとします。次年度以降の保守サービスについては、甲は別途規定の保守料金をヤマハVPNクライアントソフトウェアライセンスを購入した販売店を通じて支払うことにより受けられるものとします。

第5条（保守サービスの対応業務時間）

保守サービスは「ヤマハVPNクライアントソフトウェアお客様ご相談センター（同時接続ライセンス専用）」にて受け付けるものとします。受付時間、休業日は下記の通りです。

TEL：053-412-4174　　FAX：053-460-3489

メールはヤマハルーターホームページ（http://jp.yamaha.com/products/network/）から問合せ可能です。

ご相談受付時間 9:00～12:00 13:00～17:00（土･日･祝日、弊社定休日、年末年始は休業とさせていただきます）

第6条（契約期間）

1. 本契約の有効期間は、第3条記載の保守サービス申込み後に乙より発行される、保守契約書に記載されている「契約期間」とします。
2. 前項に定める有効期間終了後の本契約再申込みに際しては、再申込みされた期日にかかわらず、当該有効期間終了日翌日からの適用となります。

第7条（保守サービスの委託）

乙は本契約のサービスを乙の指定する保守サービス業者に委託できるものとします。

第8条（責任範囲）

次の各号いずれかに該当する場合、乙は第2条に定める保守サービスの実施義務を免ぜられるものとします。

(1) 甲自らもしくは第三者による改造や、本ソフトウェア使用権許諾契約及び取扱説明書に記載されている条件に違反した使用方法に起因する障害。

(2) 本ソフトウェアのインストールされたPCのハードウェア故障、OS障害等に起因する障害。

(3) 本ソフトウェア以外のソフトウェアに起因する、本ソフトウェアに関する障害。

第9条（個人情報の保護）

サポートのために必要な個人情報は、弊社販売代理店及びご購入された販売店と共有します。なお、お客様の個人情報は弊社「個人情報保護方針」に則り取り扱います。

詳細は弊社「個人情報保護方針」をご確認ください。　http://jp.yamaha.com/privacy_policy/

第10条（保守サービスの解約）

本契約の途中解約はできないものとし、乙は受領代金の返済はしないものとします。

第11条（譲渡･転売の禁止）

甲は保守契約を第三者に譲渡し、または質権、抵当権、譲渡担保権及び一切の権利を設定できません。

第12条（一般事項）

本契約に記載のない事項や解釈の疑義が生じた場合は甲乙双方が誠意をもって解決するものとします。